

高校生活のサポートについて

(1) 保健室

保健室は、みなさんが心身ともに健康で学校生活を送れるよう支援するところです。そのために、健康診断をはじめとしてたくさんの保健行事や傷病時の処置・健康相談・健康教育・保健指導をしています。

そこで、みなさんに保健室からお知らせとお願いをします。

□保健室の利用のルール

(ア) 休憩時間などの授業のない時間帯で利用してください。

保健室を利用する際は、授業の先生と職員室の先生に伝えてから保健室に来てください。

(イ) 健康相談をはじめ、教育相談と連携をして心の相談にも応じます。

(ウ) 体調管理のため、許可を得た者は身長・体重・視力・血圧を測定できます。

□健康診断

(ア) 身体測定をはじめ、内科検診、歯科検診、尿検査等は全員が必ず受けなければならない健康診断です。

(イ) 健康診断の結果は保護者の方にお知らせしますので、精密検査や治療が必要となったときは、速やかに受診しその結果を保健室にお知らせください。

受診の結果が出るまで、部活動や体育その他の行事に参加できないが場合があります。

□保健室に関する手続きについて

(ア) 体調不良など健康上の理由で早退するときは、保健室から「保健室からの連絡票」「早退届」をもらいます。担任または副担任を通して保護者連絡等で早退の手続きをします。

(イ) 学校保健安全法で定められた出席停止となる感染症と診断されたときは、担任の先生へ連絡してください。医師の指示した期間は登校することができません。この際、「病欠届」と病気を証明する書類の提出が必要となります。書類は学校にあります。また、内灘高校ホームページからもダウンロードできます。

(2) 教育相談

新入生のみなさん、教育相談担当は、みなさん一人ひとりが明るい高校生活を送ることができるようにお手伝いします。

思春期は、蝶の一生のさなぎにたとえられています。大人に脱皮する前の成長著しい思春期では、自分でも追いつくのがやつの内面的な変化を伴うため、心と体のバランスが崩れがちです。

特に、思春期後期にあたる高校時代は、親から自立しようとしたり、社会性を身につけたり、異性に关心を向けたりするなど、これまでに体験したことがないようなトラブルや悩みを抱え、解決できないまま、壁にぶつかったり、挫折しそうになる時期です。

トラブルや悩みを身近な友人や大人に相談したり、話を聴いてもらったりしたことがありませんか？そのような時、なんなく問題が解決したり、悩みが解消した体験がありませんか？

しかし、人間社会も高度化して「身近な人」が回りに少なくなったと感じている人が多くなっています。そこで、本校の教育相談は、みなさんにとて「身近な人」であるために、気軽に相談できるようになっています。**遠慮なく相談してください。**ともにいて、課題の解決のきっかけを得ることを考えていきましょう。

なお、本校には週に1回、臨床心理士の先生(スクールカウンセラー)と月1回、発達障害アドバイザーの先生が来校されており、**皆さん**が**相談**することができます。

相談内容はすべて秘密です。**秘密は守られます**ので安心して利用してください。

また、**保護者の方々**も気軽に利用してください。

保健関係資料

(1) 学校において予防すべき感染症 (2023. 5改)

第一種の感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症法第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。） ※ 上記に加え、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症、及び同条第9項に規定する新感染症は、第一種の感染症とみなされます。
第二種の感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
第三種の感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」といいます。）と学校の設置者との契約により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）に対して災害共済給付を行うものです。

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校管理下の事故によるもので、療養に要した費用の額が5,000円以上のもの。	医療費 ・医療保険なみの療養に要する費用の額の4/10 ただし、高額医療費の対象となる場合は、自己負担となる額に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額
疾病	学校の管理下の行為によるもので、療養に要した費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等に因る中毒・ガス等に因る中毒 ・熱中症・溺水・異物の嚥下・漆等に因る皮膚炎 ・外部衝撃等に因る疾病・負傷に因る疾病	・入院時食事医療費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
障害	学校管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金 88万円～4,000万円 (通学中の場合は半額)

死 亡	学校管理下の事故による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3, 000 万円 (通学中の場合は半額)
	突然死	死亡見舞金 3, 000 万円 (通学中の場合は半額)

- 1 JSC が給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の被保険者又は被扶養者としてうけられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表ではこれを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 2 上表の「療養に要する費用の額が 5, 000 円以上のもの」とは初診から治ゆまでの医療総額（医療保険でいう 10 割分）が 5, 000 円以上のものをいいます。（例えば、被扶養者（家族）である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の 3 割分となります。）
- 3 同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- 4 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わない時は、時効によって消滅します。
- 5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、給付を行わない場合があります。
- 6 他の法令の規定による給付等（例：条例にも基づく子ども医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 7 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、または故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害または死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、または死亡したときは、この限りではありません。
- 8 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒または学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

給付の制限について

第三者の加害行為による損害賠償

- 1 生徒間のけんか
- 2 飼い犬にかまれた場合や自転車との接触事故など
センターの給付金を上回る損害賠償金を受領している場合は、その価額の限度において支給を受けられません。
- 3 交通事故

交通事故に対する留意点

センターの災害共済給付と損害賠償（自動車損害賠償保険法等）と二重に受けとることが出来ないため調整が必要となりますので自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責」という。）の手続きの状況を確認してください。

ア 加害者が判明している場合

加害者が特定され、警察も立ち会っている場合は、「自賠責」の手続きを取り、加害者より賠償を受けることとなります。

イ 加害者が不明の場合（ひき逃げ等）

ひき逃げなどにより加害者が特定できない場合でも、警察が立ち会い、「交通事故証明書」が発行されれば、自賠法に基づく政府の「自動車損害賠償保障事業」（政府の保障事業）による救済措置が受けられますので、必ず警察に届け出るようしてください。